

氏名(本籍)	ごう　だ　ひろ　ゆき 合　田　浩　之 (茨城県)
学位の種類	博　士 (法　学)
学位記番号	博　甲　第　3288　号
学位授与年月日	平成15年11月30日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	ビジネス科学研究科
学位論文題目	船舶起因の油濁による環境汚染に対する原状回復

主査	筑波大学教授	博士(法学)	井原　　宏
副査	筑波大学教授	Ph. D.	田　島　　裕
副査	筑波大学教授	博士(法学)	春　日　偉知郎
副査	筑波大学教授	Dr. jur.	新　井　　誠
副査	筑波大学教授		小　倉　　昇
副査	筑波大学助教授		河　野　真理子

論　文　の　内　容　の　要　旨

本論文は、商船であるタンカーが原油を漏洩させた場合に、発生する損害の中で環境に生じた損害に対して、事後的な救済のあり方としての原状回復を研究したものである。本論文は、四つの部およびそれぞれの章から構成される。

第1部「問題の所在」第1章「はじめに－問題意識」では、油濁による救済のあり方としては、汚染された環境の可及的速やかな回復が制度的に確保されることが必要であるが、日本の現行の制度では環境価値に対する考慮が不十分であることを指摘する。

第2部「油濁法制」第1章「CLC/FC条約における油濁に関する賠償の範囲」では、油濁の民事責任に関する国際条約であるCLC/FC条約およびその国内法としての日本の油濁賠償法の賠償範囲を考察し、油濁の除去費用以外の環境価値の賠償について消極的であるというその限界を論ずる。第2章「米国油濁法における油濁に関する賠償」では、米国油濁法における油濁に関する賠償範囲と環境価値に対する金銭による積極的な賠償額の評価方法について考察し、その評価方法の問題点を指摘する。

第3部「環境の擁護に関する法制度」第1章「国際法における一般的な環境価値の意義の認定と環境破壊に対する賠償制度」では、油濁に限定せずに、国際環境法の領域において環境がどのように擁護されているかについて、関連する国際条約を詳細に検討し、環境価値の賠償に関してあるべき制度について考察する。第2章「国内法における環境価値と保全・賠償制度」では、日本の国内法において環境価値がどのように位置づけられているかについて、関連するあらゆる環境法を検討し、環境価値を考慮する原状回復的な解決の可能性の存在を指摘する。第3章「救済」では、日本の国内法における原状回復の法理について考察し、環境価値の賠償の手段としての原状回復の適切さを論ずる。

第4部第1章「結論　日本法への提言」では、これまでの議論を踏まえた上で、流出油の回収にとどまるという日本の油濁事故の現実における処理について検討し、環境価値の賠償に関する実効的かつ衡平な制度設計について提言する。すなわち、荷主と自治体間で油濁発生時の環境回復協定を締結し、その締結を強

制するために条例を制定すること，さらに現行の関連法を改正することを提言する。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、一度発生すると環境に甚大な被害を及ぼす油濁事故に対して、環境価値の賠償の観点から事後的な救済のあり方としての原状回復をテーマとし、わが国における実効的かつ衡平な制度設計に基づく方策を論じたものである。著者は、米国法、国際条約、国際環境法、日本法、ドイツ法などの下における関連するあらゆる法制度と法理論を環境価値の賠償の観点から詳細に分析し考察しており、油濁法制に関してこれほどまでに考察したものは存在しない。まず、この意味において非常な労作といえる。さらに、これらの考察を踏まえた上で、わが国における事故処理の現実と限界を分析し、契約的手法を導入して、荷主である石油会社と自治体の間で環境回復協定を締結し、これを石油会社と船主間の傭船契約に転化させること、そしてこの協定を強制させるために条例を制定することを提案する。最終的には、地域住民が参加して回復すべき内容を協議する場を設ける必要性を論じ、現行の「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」における必要な改正を提言する。このような著者の提言による制度設計は、契約的手法に行政法による強制力を加えることにより、実効的かつ衡平な制度設計であることが論証されており、きわめて独創的であると評価できる。今後の研究課題としては、環境価値の賠償についての国際世論の意識向上や賠償額の評価方法の開発の進展に応じて、現行の国際条約の体制に対して必要な改正などの提言に至る研究が期待される。

以上に鑑み、本論文は油濁事故の処理における環境価値の賠償に関する実効的かつ衡平な制度設計について多くの示唆を与えるものであり、博士論文としてふさわしい内容をもつものと評価される。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。